

基本施策 5 『住民が自らつくる活力あるまちづくり』

主要施策 1 住民参画・地域活動の推進

主要事業 1-1 自治基本条例の制定

具体的方策	町の自治の基本理念、町民・議会・行政のそれぞれの役割と責務、町民の町政への参画と協働の仕組みなどを策定します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
1-①	自治基本条例の制定(平成24年度～28年度) (新規)
目 的	自治の基本理念や基本原則等を定めた自治基本条例を、広く町民の意見を集約しながら制定します。
概 要	琴浦町自治基本条例を制定するため、策定委員会で町民の意見を集約し、条例の素案をまとめて町長へ提言します。町長は提言をふまえて条例案を作成し、議会へ提案します。条例制定後は、啓発活動の推進を図ります。

主要事業 1-2 地域づくり活動支援事業

具体的方策	地域の活性化に向けた住民主体の活動を推進するため、地域づくり団体やNPO等の育成を行うほか、各種団体等の自発的な取組みを支援します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	町民、NPO主導の地域づくりの促進(平成24年度～28年度)
目 的	地域が持つ多様な自然資源、人文資源を発掘、加工し、地域おこしに結びつけるために活動する住民、活動団体、NPOなどの団体を支援します。
概 要	健全な地域の発展を推進する主体的な取組みを支援し、地域づくりなどに取り組む機運を醸成し、町民一人ひとりが充実感を感じられる地域、環境を創造することにより、活力あるまちづくりを推進します。 また地域づくり団体やNPOなどを育成し、自治会活動の充実を図るため、各種団体の連携した取組みや新たにに取り組む団体を支援するための仕組みを構築します。

主要事業 1-3 情報共有の推進

具体的方策	情報公開を積極的に推進するため、各種計画案の内容を事前に住民に周知するとともに、主な事務事業の経費を住民に分かりやすく公開します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	広報活動の推進(平成24年度～28年度)

目 的	町政に関する情報を町民に知ってもらい、町政への理解と協力を求めます。また、町の施策や催事などをタイムリーに伝えます。報道機関を活用した広報活動を実施することにより、町の知名度アップに努めます。
概 要	町の姿勢を表す、町民に知ってほしい、一緒に考えてほしい事項を中心に、行政情報やイベント情報などを掲載した広報紙を発行します。読者の感想や意見などを求めるひとつの手段として、プレゼント企画を実施します。 町公式ホームページや行政放送、TCC文字放送等により、行政情報、イベント情報などを迅速かつ的確に伝達します。 また、話題性のある情報を、新聞社やテレビ局等の報道機関に積極的に提供します。
3-②	「町民の声」制度の運用(平成24年度～28年度)
目 的	広く住民の意見を聴取します。
概 要	「町民の声」箱を役場本庁舎、分庁舎、まなびタウンとうはくに設置します。提案された意見については、担当部署で回答します。 また町民からの意見と町からの回答については、町ホームページを通じて広報します。
3-③	パブリック・コメント(※)制度の運用(平成24年度～28年度)
目 的	町行政に住民の意見を取り入れる機会を増やします。
概 要	町行政の基本的な計画等の作成、変更などに関しては、素案段階で広く住民に周知するとともに、これに対する意見を聴取し、必要に応じて意見に対応します。 また素案、意見の概要とそれに対する町の方針等については、ホームページなどを通して広報します。
3-④	予算・決算等の広報(平成24年度～28年度)
目 的	町の予算・決算等を分かりやすく住民に周知・公開します。
概 要	町報4月号に新年度予算、10月号に財政健全化にかかる指標、11月号に町職員の給与状況と決算を掲載します。町ホームページに予算・決算・事業計画の概要・財政健全化にかかる指標等を随時公開します。 当初予算書・事業計画の概要は図書館及び各地区公民館へ配布します。

(※)パブリックコメント 自治体の主要な施策や条例等の立案にあたって、その趣旨や内容などを広く住民に公表して意見を求め、寄せられた意見を参考にして最終的な意思決定を行うこと

主要施策 2 男女共同参画社会の推進

主要事業 2-1 男女共同参画推進計画の策定

具体的方策	男女が社会の構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プラン推進と、第2期プランの策定を行います。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)

1-①	第2期男女共同参画推進プランの策定(平成24年度)
目 的	男女共同参画社会の実現に向けて諸施策を展開し、未来につながるまちづくりを進めます。
概 要	男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランの推進と、第2期プラン策定を行います。

主要事業 2-2 男女共同参画リーダー育成事業

具体的方策	地域における男女共同参画推進のため、リーダー育成機会への派遣や研修会の開催、審議会等への女性の積極登用等を進めます。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	男女共同参画リーダー育成(平成24年度～28年度)
目 的	指導者の養成を推進し、男女共同参画社会の確立に向けた社会意識の高揚を図ります。
概 要	県等が主催する男女共同参画 リーダー 育成機会の情報提供や派遣推進、研修会の開催を推進します。また、審議会等への女性の積極登用を進めます。

主要事業 2-3 男女共同参画啓発事業

具体的方策	男女共同参画社会の実現をめざした意識啓発を行うため、さまざまな分野・団体等と連携しながら、町民等を対象とした講演会・研修会の開催を推進します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	講演会・研修会の開催推進及び広報(平成24年度～28年度)
目 的	社会のさまざまな場面での学習機会設定・参加促進及び広報を通して、男女共同参画社会の確立に向けた住民意識の高揚を図ります。
概 要	町内教育関係機関・福祉関係機関等、各種分野・団体との連携のもとに男女共同参画に関連した講演会等を開催及び開催奨励します。また、広報紙・TCC等を活用して幅広く広報活動を展開し、社会意識の高揚を図ります。

主要施策 3 国際・国内交流の推進

主要事業 3-1 国際交流推進事業

具体的方策	国際交流を推進するため、国際交流員・国際交流コーディネーターを設置し、外国語指導助手の招致、児童、生徒の海外への研修派遣を行います。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)

1-①	国際交流推進事業(平成24年度～28年度)
目 的	町民が主役の地域づくりの実現を図ります。
概 要	交流先である韓国の蔚珍(ウルジン)郡、麒麟(インジェ)郡との相互訪問等を通して、相互理解、友好交流を促進します。
1-②	国際交流コーディネーター配置事業(平成24年度～28年度) (新規)
目 的	国際交流コーディネーターを配置します。
概 要	国際交流員設置事業の見直しを図り、国際交流コーディネーターを配置します。これまで行っていた交流先との連絡調整のほか、国際観光(インバウンド、アウトバウンド(※)の対応)や、韓国市場へ販路拡大を計画する企業・事業所への協力等を行い、国際社会に対応するまちづくりを行います。
1-③	語学指導外国青年招致事業(平成24年度～28年度) (再掲)
目 的	言葉、文化、習慣の違いを認識し、国際感覚の高揚を図ります。
概 要	外国語指導助手を招致し、小中学生の語学力を高めるとともに、町民の外国文化を知る機会をつくれます。

(※)インバウンド・アウトバウンド インバウンドは外国人旅行者を自国へ誘致すること。アウトバウンドとは外へ出ていく旅行、一般的に海外旅行をさす

主要事業 3-2 ふるさと交流事業

具体的方策	国内の他の自治体や各種団体、県外在住の町出身者との交流を活性化するため、ゆかりのある自治体と交流を進めるとともに、各種団体との意見交換会や町出身者に対する情報の収集・提供を行います。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
2-①	交流ネットワーク事業 (平成24年度～28年度)
目 的	町出身者との交流を図り、町の活性化を図ります。
概 要	琴浦会の会員相互の親睦や情報交換、会員からの情報の収集を行い、ふるさと琴浦の発展及び活性化を図ります。 「琴浦特産品振興会」で企画されている、魅力的な町内特産物を集めた「ことうら三昧ふるさと便」を用いて、町内外に特産品をPR・販売促進を行います。また、旧町単位で分けられているセットを魅力あるセットに変更するよう運営主体である「琴浦特産品振興会」に提案します。あわせて、販売促進チラシの刷新を提案します。

主要施策 4 行財政運営の効率化

主要事業 4-1 電子ネットワーク化推進事業

具体的方策	電子ネットワーク化を推進し、セキュリティの確保等に留意しつつ、より効率的な行政業務を目指すとともに住民が行う申告や各種申込の効率化を図ります。	
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	
1-①	電算機器の維持管理と自治体クラウドへの移行(平成24年度～28年度)(新規)	
目 的	大規模災害発生時における行政情報のバックアップ確保及び法令改正に伴うプログラム改修費用の軽減を図ります。	
概 要	行政システムにおける窓口業務等を、自治体クラウド(※)で共同利用する方策を検討します。また、既存の電算機器の管理、更新を適期に実施します。	
1-②	インターネット上の申告システムの利用(平成24年度～28年度)	
目 的	行政業務の効率化と住民が行う申告や各種申込の効率化を図ります。	
概 要	電子申告、電子入札制度の導入について検討を行います。また、国の電子申告整備事業を利用し、電子申告ができる環境を整備します。e-Tax、L-Taxなどのインターネットを利用した申告をPRし、多くの住民に利用を呼びかけます。	

(※)自治体クラウド 各自治体がサーバー機器を独自に所有して、税務、保険などの業務システムを使用するのではなく、複数の自治体が、データセンターにある共通のサーバーにネットワークで接続して、業務システムを共同利用できる環境のこと

主要事業 4-2 行財政運営適正化事業

具体的方策	行財政の適正な運営を図るため、行政評価制度の導入に向けて検討を行います。また、バランスシートを作成・公開します。	
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)	担当課
2-①	財源の確保(平成24年度～28年度)(新規)	
目 的	新たな財源を捻出して、行財政の適正な運営を図ります。	
概 要	町有財産の適正な処分を行うとともに、町が管理する施設・資産や町が発行する印刷物を企業に広告媒体として活用してもらい、財源の捻出に努めます。	
2-②	行財政改革の推進(平成24年度～28年度)	
目 的	効率的な行財政運営を図るため、行財政改革を図り、健全な財政運営を進めます。	

概 要	適正な財政運営を図るため、中・長期的な財政構造の問題点を把握し、大胆な行財政改革に取り組んでいきます。
2-③	バランスシート(貸借対照表)の作成・公開(平成24年度～28年度)
目 的	分かりやすい財政状況を公表していくため、新たな公会計制度の整備を図り、バランスシートの作成・公開を進めます。
概 要	新たな公会計制度の導入により作成される財務諸表が政策形成に有効に活用されるために、平成23年度にバランスシートを作成し、平成24年度から公開します。

主要事業 4-3 新庁舎の建設

具体的方策	事務能率と行政サービスの向上を図るため、OA化(※)に対応した新町のシンボルにふさわしい近代的・合理的で耐震性を持った災害時の拠点ともなりうる庁舎を建設します。 また、庁舎建設にあたっては、将来展望に立った総合的な整備計画を策定します。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
3-①	新庁舎の建設(平成24年度～25年度)
目 的	行政サービスの向上及び住民の利便性の向上を図るとともに、事務効率の向上を図ります。
概 要	耐震性を備え、OA化に対応した庁舎を建設することにより、行政サービスの向上を図ります。

(※)OA化 事務部門において、パソコン等の電子機器を使って事務作業の効率化や生産性向上を目指すための各種の取組み。オフィスオートメーション(office automation)の略称

主要事業 4-4 鳥取大学との連携事業

具体的方策	鳥取大学の教育・研究及び社会貢献事業と地域活性化の推進を図るため相互に連携・協力を行います。
番 号	具体的方策を達成するための事業(事業実施年度)
4-①	鳥取大学との連携事業(平成24年度～28年度)(新規)
目 的	鳥取大学の持つ「知の財産」を活かし、町の幅広い分野での活性化を図ります。
概 要	町の活性化を図るため「知と実践の融合」を教育研究の理念に掲げる鳥取大学と幅広い分野で連携し、活力あるまちづくりを推進します。